

# 沖縄県立芸術大学における成績評価異議申立てに関する実施要領

令和4年12月7日

沖芸大要領第18号

## 1 趣旨

本実施要領は、沖縄県立芸術大学（以下「本学」という。）に在学している学部生及び大学院生（以下「学生」という。）からの成績評価に対する異議申立てについて、必要な事項を定めるものとする。

## 2 異議申立て事由

本学に在学している学生は成績評価について、次のいずれかに該当する場合は、異議を申し立てることができるものとする。

- (1) 成績の誤記入等、明らかに授業担当教員の誤りであると思われるもの
- (2) シラバス等により学生に周知している到達目標及び成績評価の方法・基準に照らして明らかに逸脱していると思われるもの

## 3 異議申立ての手続き等

- (1) 学生は異議を申し立てる場合は、「成績評価についての異議申立書（第1号様式）」に所用事項を記入の上、所定の期限内に教務学生課に提出すること。
- (2) 異議申立期間は、成績開示日から起算して、原則として7日以内（日曜日、土曜日及び祝日は含まない）とする。
- (3) 卒業又は修了の判定に関わる授業科目については、成績開示日から起算して、原則3日以内（日曜日、土曜日及び祝日は含まない）とする。
- (4) 集中講義に係る授業科目については、成績開示日から起算して、原則7日以内（日曜日、土曜日及び祝日は含まない）とする。
- (5) 教務学生課担当者は受理した異議申立書の写しを速やかに授業担当教員に送付し、当該教員は速やかに「成績評価についての異議申立に係る回答書（第2号様式）」を作成し、教務学生課に送付するものとする。
- (6) 教務学生課担当者は、授業担当教員からの回答書面を受けた後、学部長又は研究科長の決裁を経て、学生に対し回答書面を送付するものとする。
- (7) 学生は、回答内容について不服がある場合は、回答書受領日から5日以内（日曜日、土曜日及び祝日は含まない）に「回答書に対する不服申立書（第3号様式）」を教務学生課に提出すること。
- (8) 教務学生課担当者は、受理した不服申立書について、授業担当教員と学部長又は研究科長に送付し、授業担当教員と学部長又は研究科長が協議の上で作成した「成績評価についての不服申立に係る回答書（第4号様式）」を、学部長又は研究科長の決裁を経て、学生に送付するものとする。

#### 4 学生への周知等

- (1) 異議申立期間の具体的な日付等は各成績開示日ごとに掲示版等に公示する。
- (2) 実施要領及び異議申立書（第1号様式）については、本学ホームページに掲載する他、事務局窓口に設置する。

#### 5 学生に対する説明

授業担当教員は、学生から成績評価について質問があった場合には、丁寧に説明を行い、説明責任を果たすよう努めることとする。

#### 附 則

この実施要領は、令和4年12月7日から施行し、令和3年4月1日から適用する。